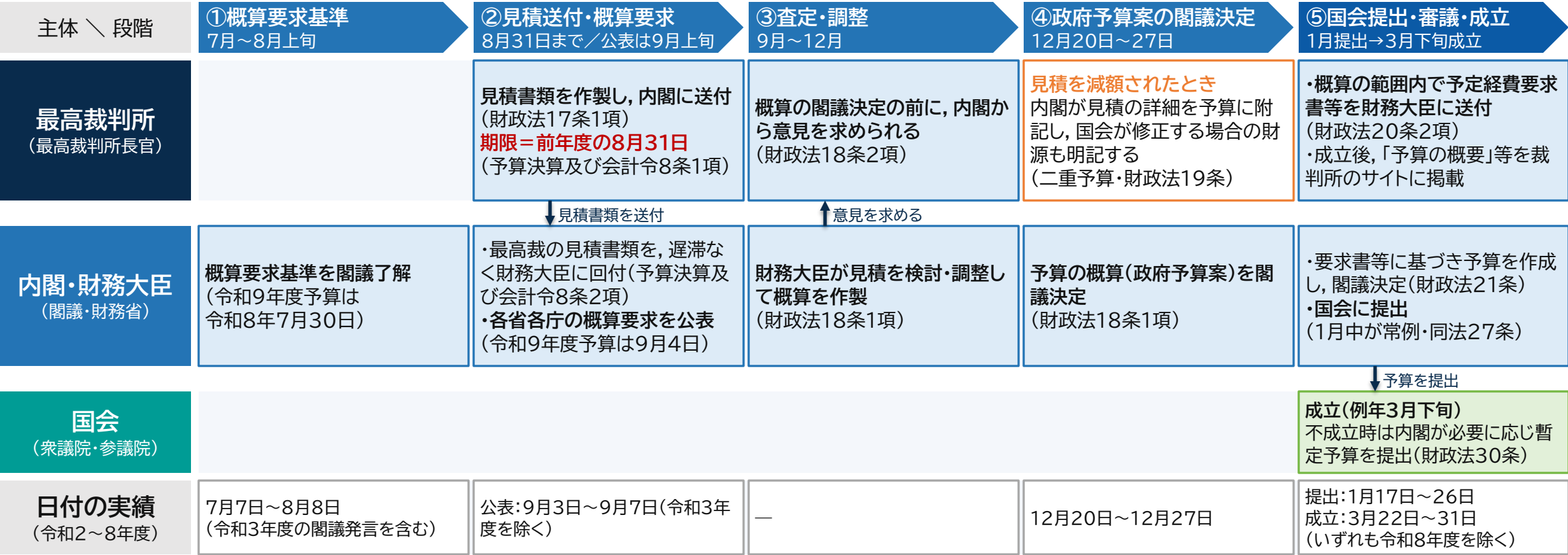


裁判所予算は、最高裁が8月31日までに見積を送付し、内閣の閣議決定を経て、例年3月下旬に成立する

法令の手續(財政法・予算決算及び会計令)と、令和2～9年度の財務省の公表日程から見た標準的な流れ(通常と異なった年度は左下)



通常と異なった年度

- ・令和3年度:概算要求基準は閣議了解ではなく財務大臣の閣議発言(7月21日)。政令(令和2年政令第230号)で見積書類の送付期限を9月30日に延長し、概算要求の公表は10月7日
- ・令和7年度:衆議院で修正の上可決、参議院でも修正の上可決され、衆議院の同意を経て3月31日に成立
- ・令和8年度:国会提出が2月20日。暫定予算(3月30日成立)を経て、本予算は4月7日に成立

裁判所予算を確かめる時期

- ・概算要求の公表後:裁判所のサイトに「概算要求の概要」等
- ・概算の閣議決定後:政府予算案(財務省が公表)
- ・成立後:「予算の概要」「一般会計歳出予算各目明細書」

出所:財務省「予算」各年度の頁(令和2～9年度。令和5年度はWARP保存頁)。財政法17条～21条・27条・30条、予算決算及び会計令8条、令和2年政令第230号はe-Gov法令検索(令和8年10月25日確認)。
注:標準的な流れの模式図。日付の実績は本記事第2の年度別表(財務省の各年度の頁。令和3年度の成立日は国会会議録)から算出。